

亀山市選挙管理委員会告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項及びその他の準用規定により、選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数を次のとおり告示する。

令和8年6月1日

亀山市選挙管理委員会  
委員長 山内秀喜

50分の1の数 777

6分の1の数 6,472

3分の1の数 12,943